

3 医師確保対策について

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県に医師確保計画の策定を義務付け、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置が講じられ、都道府県は地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むことと規定された。

国は、医師需給推計により2028年頃に医師総数は均衡するとしているが、医師の働き方改革による勤務時間数の短縮や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、これらの状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、医師の勤務地・診療科の選択と地域医療の確保との調和を図るという構造的な問題の解決や、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消などの医師不足の問題の解決には繋がらない。

また、今般の新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合に、人口が多く急激な感染拡大のおそれがある都市部や深刻な医師不足の状況にある地方においても医療現場を崩壊させることなく適切な医療を提供できるよう、医療従事者を養成・確保する必要がある。

については、医師不足の問題を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師需給推計については、医師の勤務環境等の状況の変化に加え、新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制整備についても考慮した上で、再度検証を行うこと。その上で、医師確保にあたっては、単

に地域間の医師の奪い合いとならないよう、医師数全体の底上げを図ることとし、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、臨時定員を含む医学部定員を確保すること。また、医師不足が顕著な地域における医学部新設や既設医学部の定員増を可能とすることなど、地域の実情を踏まえた医師確保対策を充実させること。なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないように、設置者に対し適切な指導を行うこと。

2 専門医養成募集定員のシーリングや臨床研修制度の権限移譲等の地方への影響が大きい制度改正については、制度の本来の目的を踏まえつつ、地域や診療科の偏在の是正にも資するよう、医師法の規定及び趣旨に基づき事前に都道府県の意見を聞くこと等により、迅速かつ継続的な見直しを行うこと。

3 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、医師が少ない地域や過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医、政策的ニーズの高い、あるいは高度な医療技術を必要とする医療分野に係る診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブの設定、将来の医療需要を踏まえた診療科毎の定員や専門医養成定員の設定といった実効的な制度の創設など、国が医師偏在対策を主体的に検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の充実など、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を行えるよう、国が責任を持って支援すること。

4 新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制を整備するため、都道府県が地域の実情に応じた感染症対策に必要な医師の確保を行えるよう、国において、都道府県域を超えた医療専門人材の派遣のための広域融通制度を創設すること。また、都道府県が医療圏域等を超えて医療専門人材の広域融通を図る制度を立ち上げることに對し、国が必要な支援

を行うこと。